

(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業 入札説明書等に対する第1回質問回答

本回答は、平成19年5月9～11日に受け付けた(仮称)みかもクリーンセンター整備運営事業 入札説明書等に対する質問を入札説明書等の項目順に整理し、記載したものです。  
質問は、質問者の記載のとおりを転載しています。

< 総 括 >

- ・ 質問の受付期間 : 平成19年5月 9日(水)～11日(金)
- ・ 回答の公表日 : 平成19年5月25日(金)
- ・ 受付質問数 : 254件

書類番号	書類名	質問数
	入 札 説 明 書	50
	業 務 要 求 水 準 書	160
	業 務 要 求 水 準 書 別 紙	3
	落 札 者 決 定 基 準	1
	基 本 協 定 書 ( 案 )	1
	基 本 仮 契 約 書 ( 案 )	3
	設 計 施 工 一 括 仮 契 約 書 ( 案 )	22
	維 持 管 理 ・ 運 営 委 託 仮 契 約 書 ( 案 )	8
	そ の 他	6
	合 計	254

平成19年5月25日

佐 野 市

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
1.		建築物の用途について	1		2	(3)	イ	(ア)				本余熱利用施設は、建築基準法上の特殊建築物となる、「公衆浴場」に該当しますか。	当該法律の特殊建築物、公衆浴場に該当します。
2.		根拠法令等について	3		2	(8)						根拠法令等として『公衆浴場法(昭和23年7月12日法律第139号)』がありますが、本施設は公衆浴場法の適用を受ける施設と考えてよろしいでしょうか。	当該法律の適用を受ける施設です。
3.		入札参加に関する条件等	5		4	(1)	ア	(I)				「・・・、入札参加表明書提出時に協力会社としての参加を明らかにすること。」とありますが、これはこの時点で明らかになっている協力会社を表明書に記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4.		入札参加資格要件について	6		4	(1)	イ	(ア)				設計業務を複数の企業で担当する場合、それぞれa、bの要件を満たす必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5.		入札参加に関する条件等	6		4	(1)	ア	(ケ)				「・・・。その際は、委託又は請負契約を締結する前に本市へ届け出を行い、承諾を得ること。」とありますが、この承諾に要する期間はどの程度を想定するば宜しいでしょうか。	書類を受領後、2週間程度要します。
6.		維持管理業務を担当するものの参加	7		4	(1)	イ	(I)	a			一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(物品・役務の提供)の提出を準備しています。	1.「B役務の提供」のみ登録してください。 2.「B役務の提供」の中で具体的な営業種目を

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
		資格要件について									<p>今回の案件で、“市の平成 19・20 年度物品・役務の提供等入札参加有資格者”であるためには、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品・役務の提供）の提出にあたり必須登録項目はあるのでしょうか。</p> <p>具体的には、申請書中に「A 物品の製造・販売」の項目と「B 役務の提供」の項目がありますが、</p> <p>1．A, B 両者の項目の登録が必要でしょうか。あるいは B のみの登録で良いでしょうか。</p> <p>2．業務区分一覧表の業種区分（大分類）の中で登録必須項目があるのでしょうか。（A, B とともに）</p>	登録してください。
7.		維持管理業務を担当するものの参加資格要件について	7		4	(1)	イ	(イ)			<p>維持管理業務を担当する者の要件の一つに「平成 9 年 4 月 1 日から……、公共施設の維持管理業務実績を 1 年以上有する者であること。」とありますが、どのような施設でもよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
8.		維持管理業務、運営業務を担当するものの参加資格要件について	7		4	(1)	イ	(イ・オ)			<p>維持管理業務、運営業務をそれぞれ複数の企業で担当する場合、全ての企業が a, b, c の要件を満たす必要がありますか。1 社が満たせばよろしいでしょうか。</p>	複数の企業で業務を担当する場合、資格要件 a は、全ての企業が満たさなければなりません。資格要件 b と c は、それぞれ 1 者以上が満たせばよいとします。
9.		運営業務を担当するものの参加資格要件について	8		4	(1)	イ	(イ)			<p>運営業務を 1 社で担当する場合、全ての要件を満たすことは困難であると思われます。特に公共施設の運営業務は案件数もそれほど多くなく、実績を有する企業は限定されます。是非この要件を変更していただけないでしょうか。</p>	全ての要件を満たす必要があります。ただし、複数の企業で業務を担当する場合は、質問 8 の回答により参加することができます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
10.		入札参加資格者登録簿に登載されていない者の参加について	8		4	(1)	エ					入札参加資格者登録簿に登載されていない「建設業務を担当する者」でも、『維持管理業務及び運営業務を担当する者』と同様の扱いをしていただけますか。	入札参加資格者登録簿に登載されていない者が、新たに登録申請を行い参加できるのは、物品・役務の提供業務を行う維持管理業務及び運営業務を担当する者です。
11.		入札スケジュールについて	9		4	(3)	ア					現地見学会の予定はありますか。無い場合、任意に敷地内外の見学は可能でしょうか。	見学会の予定はありません。敷地内外の見学は随時可能です。
12.		入札参加表明書・入札資格確認申請書の受付について	14		6	(2)	イ					入札参加希望者は、下記宛に一般書留又は簡易書留で郵送することとありますが、6月12日までに必着と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13.		立会人について	14		6	(4)	ウ					入札参加者のうちから2名選任とありますが、これは参加グループ各2名との意味でしょうか。もし全体で2名ならば、同一グループから2名選任の可能性もあるという事でしょうか。	異なるグループから各1名、合計で2名を選任します。
14.		立会人について	14		6	(4)	ウ					選任された立会人は任意ではなく、必ず立ち会うとの意味でしょうか。	必ず立ち会っていただきます。ただし、立会人選任通知書とともに立会人委任状をファクシミリで送信しますので、立会人を代理人に委任することもできます。
15.		立会人について	14		6	(4)	ウ					入札参加者とは代理人を含むとの意味でしょうか。	入札参加表明時に代理人を選任した場合は含みます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
16.		入札方法について	15		6	(5)	イ				入札時の提出書類、提案書、電子データ類の佐野郵便局への到達期限は平成 19 年 7 月 30 日(月)の 24:00 までと考えよろしいでしょうか。	平成 19 年 7 月 30 日(月)の佐野郵便局で受付可能な時間までです。佐野郵便局へ到達する最終の輸送便は、通常夕刻であり、24 時頃到達するものは無いということです。
17.		入札予定価格について	15		6	(6)					入札予定価格(合計)だけでなく、施設整備費に係るサービス購入費のいずれもが予定価格を超過してはいけないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解とおります。
18.		財政上の支援に関する事項	20		8	(8)	イ				『市は、事業者に対して補助、出資等の財政上の支援は行わない』とありますが、『利用料金の減免・免除』(業務要求水準書 P72)を行う場合は、その差額料金分については、「維持管理運営に係るサービス購入費」として事業者を支払われると考えてよろしいでしょうか。	減免等を行った場合の差額料金相当額については、サービス購入費(指定管理料)の支払い額を調整して支払います。
19.		特別目的会社の株式について	20		9	(1)	イ				「株式を設立時と同株数保有するもの」をに記載があるが、これは特別目的会社の増資、減資等の行為を制限しているものと解釈してよいでしょうか。同様の記載が「基本協定書案」にもあります。	売買譲渡を禁止するものです。市の承諾があれば増資可能です。減資は原則として認めません。
20.		事業者の事業年度について	21		9	(2)	ウ				事業者の事業年度の開始日は事業者が任意に決定できると解釈してよいでしょうか。(例 1	事業年度は、原則として 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											月 1 日から 12 月 31 日、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)	
21.		入札時の提出書類 について	23		10	(4)					提案書に構成員や協力会社の個別企業名を記載してもよろしいでしょうか。	業務実施体制を記述する提案書には、個別企業名を記載する必要があります。
22.		サービス購入費の 内訳について	25		3						施設整備期間中における SPC の運営費、経費は建設業務費のその他費用に含めると理解してよろしいでしょうか。また、様式 27 にはどのように記載すればよいか、ご教示願います。	施設整備期間中の SPC の運営費等は、初年度の維持管理運営に係るサービス購入費で支払います。様式 47 の施設管理業務費の諸経費に計上してください。
23.		サービス購入費の 内訳について	25		3						事業者が独立採算事業に必要とする備品を除き、任意提案施設及び必須提案施設の施設整備費はサービス購入料に含まれると理解してよろしいでしょうか。施設整備費相当額及び維持管理運営費相当額のサービス購入料についても P27 4 事業者の収入(1)収入の取り扱いに記載の表のようにご教示いただけないでしょうか。	任意提案施設及び必須提案施設とも、施設整備費(備品等を除く)は、施設整備費に係るサービス購入費に含まれます。後段のご質問について、施設整備費相当額のサービス購入費は、要求水準書第 3 章 3(1)キ項の表(P73)をご参照ください。
24.		サービス購入費の 内訳について	26		3						事業所税が例示に挙げられておりますが、現在、貴市は課税団体ではなく、事業者には課税されないと理解しております。また、将来、貴市が同税の課税団体となった場合は、法令変更扱いで、全額貴市が負担すると理解しておりま	事業所税は、県税の事業税と読み替えてください。なお、佐野市が新たに事業所税の課税団体になったときは、法人の利益に係る法人税が新設されたものと類推されますので、事業者が負担するものとします。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											すが、間違いはないでしょうか。	
25.		事業者の収入について	27	別紙 1	4	(1)					独立採算部分の収益は一旦SPCが収集し運営委託企業に支払われるべきですか。それとも直接運営委託企業が収集し収入としてもよろしいでしょうか。	独立採算事業の収入は、事業者（SPC）の収入となりますので、運営委託企業が直接収受することは可能です。ただし、SPCが市へ提出する毎事業年度の業務報告書（業務収支決算書）には、SPCの独立採算事業の収益を明記する必要があります。
26.		行政財産使用料について	28	別紙 1	4	(2)					行政財産使用料の基準についてご説明願います。	本件では、月額10万円～20万円の範囲で、行政財産使用料条例に定める予定です。
27.		行政財産の目的外使用料について	28	別 -1	4	(2)					行政財産使用料の基準をご提示ください。	質問26の回答をご参照ください。
28.		行政財産使用料について	28		4	(2)					施設の床面を利用して行う事業の内、施設設置目的の範囲内で行う事業（健康に関する教室等）を行う場合は、行政財産使用料の支払いは要さないのでしょうか。行政財産使用料の支払いを要する事業の定義をご教示ください。また、行政財産使用料の金額（算定根拠）もご教示ください。	行政財産使用料を徴収するのは、事業者の独立採算事業のうち、食堂（厨房等を含む。）売店、自動販売機設置を対象とします。提供プログラム事業は徴収の対象外です。その他、本施設の設置目的に合致するスタジオ、屋外運動施設等の提案事業についても対象外です。後段のご質問については、質問26の回答をご参照ください。
29.		事業者の収入	28		4	(2)					独立採算事業における「行政財産の目的外使用料」について、現在想定されている金額を御教	質問26の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											示下さい。	
30.		維持管理費におけるその他の費用について	28	別 -1	5	(1)	イ	(ア)			維持管理費におけるその他の費用とは具体的に何を想定されているのでしょうか。	P25・26 のサービス購入費の内訳を示す表中の「その他の費用」を参照ください。
31.		運営費におけるその他の費用について	28	別 -1	5	(1)	イ	(イ)			運営費におけるその他の費用とは具体的に何を想定されているのでしょうか。	質問 30 の回答をご参照ください。
32.		市よりの支払手続きについて	30	別紙 1	5	(2)	ア	(イ)			市へ提出する請求書は任意書式でよいと解釈してよいのでしょうか。	市の所定の書式を使用させていただきます。
33.		別紙 1 サービス購入費の 改定方法	31		6	(2)	ア	(ア)			「物価変動に伴う改定」の改定方法については、『3年毎』となっておりますが、以下の理由により「毎年」とされるよう、お願いいたします。 ・急激な物価高騰があった場合には、SPCの単年度決算への影響が大きく、結果的に事業運営に影響を及ぼしかねないため。 ・3年の期間内の物価変動の累積を正確に反映することが難しい。(「3年毎4月1日」時点での単純比較では、期間内での物価の上下動が反映されにくい)	毎年改定することとします。平成 21 年(平成 21 年 1 月～平成 21 年 12 月)の指標平均値を初年度の基準値とします。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											・平成33年4月以降の3年間は、実質的にサービス対価の物価スライドが行われないことになるため。	
34.		サービス購入費の 改定方法	32		6						「ただし、平成24年度の改定は、事業契約書に定めた維持管理費及び運営費を基準額とする。」となっておりますが、事業契約締結時の指標と比較するとの意味でしょうか、ご教示願います。	質問33の回答をご参照ください。
35.		別紙 1 物価変動に伴う 光熱水費の増減	32		6	(2)	ア	(ア)			「光熱水費」の料金(価格)変動についての言及がないように思われます。これらの価格は「政策的」価格構成要素を多分に含んでおり、一般的な物価変動と一致しない場合があります。これら、公共料金に順ずると思われる価格変動リスクは、事業者の企業努力では如何ともしがたい部分であり、是非、価格スライドとしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。	初年度の光熱水費は、提案時の価格を支払い、2年目以降は、前年度の実績額を支払うことにします。
36.		別紙 1 サービス購入費の 改定方法	33		6	(2)	エ				『実施方針に対する質問回答』の119番で『インセンティブの具体的なスキームについては、検討中であり、入札公告時に公表する入札説明書で明示します。』とありますが、『利用者の増加等に対応し、事業者インセンティブを支払う	P33の「施設利用料金収入」の算定式に規定しているように、利用者数増減による需要リスクは市と事業者で半分ずつ負担します。事業者が提案した施設利用料金収入見込額を上回った場合、収入増加分の半分は、事業者のインセンティブになります。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											等の仕組み』が見当たらないように思えます。 是非事業者に対するインセンティブの規定をお願いいたします。	
37.		光熱水費について	33	別紙 1	6	(2)	エ	(1)			需要変動による光熱水費について その半分について市が負担又は減額とのこと ですが、需要変動以外である水道・電気代の単 価については物価上昇とは異なる変動の可能 性があり、その場合の増減については如何お考 えですか。	質問 35 の回答をご参照ください。
38.		別紙 1 業務内容及び業務 範囲の変更に伴う 改定について	33		6	(2)	イ				『業務要求水準書等で定めた維持管理運營業 務の内容又は範囲の変更を余儀なくされる場 合、市は事業者に対して維持管理運営に係るサ ービス購入費の見直しを求めることができる ものとする。』とありますが、具体的にはどの 様な状況を想定されているのでしょうか。	災害事故等により本施設の一部が長期間に亘っ て使用できない場合には、業務の内容又は範囲 の変更を余儀なくされる可能性があります。
39.		別紙 1 需要変動に伴う改 定 (ア) 施設利用料金 収入	33		6	(2)	エ	(ア)			『利用者数の前年度増減実績に応じて、毎年サ ービス購入費を増減する』となっていますが、 収支決算での納税処理上「期ずれ」が生じ、適 切な利益課税に問題が起こるのではないでし ょうか。会計年度内での補正が行われる方式 に、変更していただけないでしょうか。	サービス購入費の改定は、前年度の料金収入実 績値から当該年度のサービス購入費の支払額 を当該年度の年初に決定するものであり、収支 決算上の問題はないと推察します。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
40.		別紙 1 需要変動に伴う改定 (1) 光熱水費	33		6	(2)	エ	(1)			<p>リスク分担表 No.45 では『光熱水費変動リスク』は「負担者」が「市」となっていますが、『算定式』では『当該年度の光熱水費 = 提案時の光熱水費 + (前年度の光熱水費実績 - 提案時の光熱水費) × 0.5』であり、「提案時の想定光熱水費」との「差額」の 0.5 を市が負担し、残りの 0.5 は、事業者の負担となります。これは、例えば「光熱水費が増加」した場合を考えると</p> <p>「提案時の想定光熱水費が適切ではなかった(少なく想定した)」「(事業者にペナルティ的な要素)</p> <p>「企業努力により、想定以上の集客があった」(事業者インセンティブを与えるべき要素)などが考えられます。これは一律に、事業者に半分の負担を求めていることになり、あまり合理的ではないと思われます。</p> <p>そこで「光熱水費」の内、事業者がリスクをコントロールしづらい要素かつ集客数に比例すると考えられる「水費(上下水道料金)については、直接、市が支払う」とすることで、適切なリスク分担となると思われますが、いかがでしょうか。</p>	質問 35 の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
41.		モニタリングの対 象業務について	38		3	(1)	ア	(ア)	a	(b)		提案事業はモニタリング対象ではないと理解 してよろしいでしょうか。	モニタリングの対象とします。
42.		改善計画書提出期 限について	39	別2	3	(2)	ア	(ア)				改善計画書提出の定められた提出期限は、具 体的にどのように想定されているでしょうか。	是正の内容、緊急度等を勘案して、提出期限を 定めます。
43.		モニタリングにお ける減額ポイント の累積期間につい て	42	別紙 2	4	(1)	イ					累積期間は各四半期毎で、次の期間に移った際 に累積減額ポイントはリセットされると思え てよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44.		維持管理運営業務 のを行う者の変更	42	別紙 2	4	(1)	エ					連続する2累積期間内に合計50ポイント以上 の減額ポイントが発生した場合とありますが、 これは50ポイント以上が2期連続という意味 でしょうか。	ご理解のとおりです。
45.		別紙 3 リスク分担 不可抗力リスク	44			No	22					『負担者』の『事業者』の欄が『 1』とな っており、 1は『公共工事請負契約と同程度 のリスク負担とする。』とありますが、「設計 施工一括請負契約書(案)第44条」「維持管 理運営委託契約書(案)第27~29条、別紙5」 にて、規定されています。明確な表現を採用さ れてはいかがでしょうか。	不可抗力による費用負担は、当該契約書に明記 してあるとおりとします。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
46.		別紙 3 リスク分担 光熱水費変動リス ク	44			No	45					『光熱水費変動リスク』のリスク内容は『利用 者数の増減、使用量等の変動に伴う光熱水費の 増減』となっていますが、「公共的な料金改定リ スク」につきましても、「事業者がリスクをコン トロールできない要素」であり、「市」の負担と されるように、お願いいたします。	質問番号 35 の回答をご参照ください。
47.		別紙 3 リスク分担 施設劣化リスク	44			No	55					『上記以外の事由による施設の劣化に関するリ スク』は『市』の負担となっています。これに 関連すると思われますが、『実施方針に対する質 問回答』の 114 番で、『市がリニューアルを行う 場合は、市の負担で行います。』との回答があり ますが、「リニューアル」及び「大規模改修」に ついて「市の負担」で行うと考えてよろしい でしょうか。	市が施設の用途変更等の必要があると認め、市 が室全体の改修等を行う場合は、市の負担で行 います。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別 別	a -	(a) -			- -
48.		施設・備品損傷リスク	45		別紙 3							No.50, 53にて市側責任時の内容が記載されているが、これには市の有責を立証することが前提になります。しかしながら No.51, 52にて市側責任でなければ、第三者の犯罪行為があったとしても、事業者の有責を立証することもなく、すべて事業者が責任を負う片務的状态であり、事業者に不利と考えます。見解を開示願います。	第三者の犯罪行為があった場合には、一時的には第三者への責任追及が考えられます。第三者の責任追及が不可能である場合等は、保険の適用等が考えられます。
49.		需要変動リスク	45		別紙 3							No.60にて独立採算事業での利用者数増減による収入の増減リスクは事業者が負うとありますが、必須提案事業まで対象となるのでしょうか。必須は任意提案とは性格が異なるのではないのでしょうか。	独立採算で行う必須提案事業及び任意提案事業とも、事業者が利用者増減による収入リスクを負うものとします。
50.		盗難リスク	46		別紙 3							No.62で、事業者が負うリスクの範囲、内容について開示願います。	事業者の責めに帰すべき備品等の盗難リスクは、事業者のリスクとします。
51.		余熱利用施設の延べ床面積について	4	1	3	(3)	ア					概ね3,000㎡以上とするとありますが、下限が定められており、上限の定めはないと理解してよろしいでしょうか。	上限はありません。ただし、法令等による延べ床面積の基準値を超えることにより、施設整備費若しくは維持管理費の増大を招かないよう配慮してください。
52.		床面積について	4	1	3	(3)	ア					余熱利用施設の延べ面積の上限はありますでしょうか。又各諸室の必要面積の記載の無い箇	上限値については質問51の回答をご参照ください。また、必要面積の記載のない諸室規模は、提案に委ねます。㎡程度と記載した諸室面積

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											所については提案によると考えてよろしいでしょうか。更に m <sup>2</sup> 程度とある諸室についての許容範囲はどれくらいでしょうか。	の下限値は - 5%とします。上限値は設けませんが、法令等による床面積の制限値を超えることにより、施設整備費若しくは維持管理費の増大を招かないよう配慮してください。
53.		適用法令(建築基準法・栃木県建築基準条例・まちづくり条例)	5	—	5	(1)					当施設の法的な主要用途をご指導願います。 ・公衆浴場と考えてよろしいですか？ ・大広間は集会場・公会堂扱いにはならないと考えてよろしいですか？	温浴施設は公衆浴場扱いとなります。大広間は、集会室等に類する用途に供する室として使用される場合があります。
54.		適用法令(電波法・中高層)	7	—	5	(1)					伝波障害の調査は、クリーンセンター建設時に行っていると思われますので、今回は施設規模が小さいため調査は不要と理解してよろしいですか？	建物高さが 15m 以下の場合、佐野市中高層建築物等指導要綱で定めるテレビ受信障害等の調査は不要です。伝搬障害防止区域に該当するかは事業者で調査してください。
55.		要求水準の変更手続き	9	1	7	(2)					『市が要求水準の変更を求める場合は、事業契約書の規定に基づき、変更手続き及び契約変更を行う。』とありますが、『事業契約書』のどの部分が該当するのでしょうか。 また、変更となる場合の「リスク分担」について、「リスク分担」表への追加をお願いいたします。	設計施工一括仮契約書案第 35 条第 1 項、維持管理・運営委託仮契約書案第 6 条が該当します。なお、変更する場合のリスク分担についても前記の条項に明記しています。
56.		要求水準の変更手続きについて	9	1	7	(2)					市が要求水準の変更を求める場合は、事業契約書の規定に基づき、変更手続き及び契約変更を行うとありますが、変更に伴うサービス購入費についても増減していただけると理解してよ	要求水準書の変更により、当該業務費の増減が認められる場合は、サービス購入費を増減することになります。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											るしいでしょうか。	
57.		総括責任者について	10	2	1	(2)					総括責任者は、主任技術者または現場代理人が兼任してもよろしいでしょうか。また、総括責任者は、施設整備期間中、現場に常駐する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	兼務は可能です。また、総括責任者は現場に常駐する必要はありませんが、常に連絡が取れ、市との打合協議に適宜出席が可能である必要があります。
58.		敷地条件	11	二	2	(1)	ア				別紙 - 2 の地質調査にて地下水位の高さの記入が判明できなかったため、計画するにあたって必要事項なので改めてご教授願います。	平成 18 年度余熱利用施設建設に伴う地質調査報告書では、自然地下水位は GL - 8.70 ~ - 16.3 m です。
59.		敷地条件	11		2	(1)	ウ				敷地内に存置されている約 12900m <sup>3</sup> の残土は、原則として場外搬出とありますが、指定される搬出場所等が有れば、搬出距離等を含めご教示下さい。	搬出場所等に指定はありません。
60.		敷地内残土の処分について	11	第2	2	(1)	ウ				残土を場外搬出・処分するに当たり、市の処分場の利用は可能でしょうか。可能な場合、市の処分場の詳細（場所・利用料金・処分費等）についてもご提示ください。	市の処分場はありません。
61.		架空電力線について	11	第2	2	(2)	ア				北側接面道路に敷設された架空電力線の詳細をご提示ください。（位置（平面・断面）・仕様等）また提案書作成段階での電力供給業者との協議は可能でしょうか。	電力線は 6.6kV, 50Hz 3相3線式です。提案書提出前に電力事業者と協議を行うことは制限していません。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
62.		上水道	11	二	2	(2)	イ				給水本管の埋設深さはどの程度でしょうか。	敷地北側道路内の給水本管は、150 850H で北側歩道部に埋設されており、敷地西側道路内の給水本管は、200 800H で東側歩道部に埋設されています。
63.		上水道について	11	第2	2	(2)	イ				北側道路内の上水道管の詳細をご提示ください。(位置(平面・断面)・仕様等)また提案書作成段階での水道事業者との協議は可能でしょうか。	前段のご質問は、質問 62 の回答をご参照ください。 提案書提出前に水道事業者と協議を行うことは可能です。
64.		下水道	11	二	2	(2)	ウ				汚水本管・雨水本管の埋設深さはどの程度でしょうか。	要求水準書 P33 をご参照ください。
65.		下水道について	11	第2	2	(2)	ウ				北側道路内の汚水本管(200 )・雨水本管(500 )の詳細をご提示ください。(位置(平面・断面)・仕様等)また提案書作成段階での市の担当部署との協議は可能でしょうか。	位置等の詳細は、別紙-3 敷地測量図をご参照ください。仕様については、要求水準書 P33 をご参照ください。また、提案書提出前に担当部署と協議を行うことは可能です。
66.		下水道	11	二	2	(2)	ウ				汚水本管・雨水本管に公枘を新設するとありますが、市側で行うと理解してよろしいですか？	汚水の公枘は市が新設し、雨水は事業者が行います。
67.		下水道(雨水)	11	二	2	(2)	ウ				敷地内には、法的に雨水を一時貯留が必要ですか？必要であれば容量等必要書類の提示をお願いいたします。	雨水の一時貯留が必要かどうかは、設計段階で雨水排水量を算定し、市の関係部署と協議を行ってください。
68.		休館時の取り扱いについて	12	2	2	(3)					焼却炉の停止により休館する場合、収入減となる需要リスクは市が負担いただけると理解し	高温水の供給停止が年間予定停止日数を超える場合は、超過日数分の施設利用料金収入を市が負担します。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											てよろしいでしょうか。	
69.		熱源供給	12	2	2	(3)					『焼却施設では、本施設の必要熱量として、4～5GJ/h(供用時に必要な熱量)、1GJ/h(夜間の保温に必要な熱量)を前提に計画されている。』とありますが、「供給時間帯」は、準備時間を含め本施設を運営するに支障がない時間帯、継続的に供給していただくと理解してよろしいでしょうか。また、本施設で利用できる最大熱量は「5GJ/h」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70.		熱源供給	12	2	2	(3)					『焼却施設には休炉時、本施設に熱供給するため予備ボイラーが整備されている。』とありますが、供給能力は「高温水の供給条件等」と同じでしょうか。異なる場合は、条件をお知らせください。	予備ボイラーの供給能力は、高温水の供給条件等を充足するものです。
71.		環境保全性	13	二	3	(1)	イ				周辺環境の保全とありますが、法的に当敷地内で緑化率が設定されていますか？あればご教示願います。	敷地内の緑化率について、法的な定めはありませんが、地区計画で法面緑化が義務付けられています。
72.		安全性(火災対策)	14	二	3	(2)	ア	(1)			火災等の被害を最小限に留める防災機能は消防法による設置義務の範囲と考えるとよろしいですか？	法的設置義務以外の防災機能は、事業者の提案に委ねます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
73.		環境保全性（光公害）	14	二	3	(1)	イ					夜間における光公害に配慮するとありますが、近隣との事前協議等の内容がわかるものをお示しください。	施設整備に関する近隣との協議資料としては、閲覧資料「余熱利用施設検討委員会報告書」がありますので、ご参照ください。
74.		機能性（室内環境）	15	二	3	(3)	エ	(ア)				音環境に関する性能でトレーニング・大広間の壁の遮音性能を有する構造とありますが、隣接する居室への配慮として事業者側で判断させていただいてよろしいですか？	騒音等の問題が生じない施設性能を有することを要求しているのであり、具体的な構造仕様、工法等は事業者任せます。
75.		建築の耐久性	15	二	3	(4)	ア					ライフサイクルコストの適正化を考える場合、当建物の耐用年数は何年と考えておられますか？（焼却場建替え時期との関連）	建物の構造、用途に基づき法的耐用年数が定められていますが、最低限、法的耐用年数以上と考えます。
76.		施設配置に関する要求事項(ゾーニング計画)	16	二	4	(1)						ゾーニングの考え方の中で、運動機能を持つ、プールゾーンと多目的広場ゾーンの連携・相互利用が図られることとありますが実際外部から直接内部のプールゾーンを利用することは衛生的にも機能的にも難しいと思われます。どのような利用を考えられているのかご教示願います。	多目的ゾーンに面しテラス等を設け、夏季に日光浴などが行えるオープンスペースを想定しています。ただし、外部から直接プールに入館できないようにする必要があります。
77.		更衣室(ロッカールーム)	17	2	5	(1)						プールゾーンと温浴ゾーンに夫々独立した更衣室(ロッカー室)を設置しなければならないとの解釈でしょうか。プールと温浴施設共用としても良いのでしょうか。	プールゾーン又は温浴施設のみ利用者の施設利用料金を適正に徴収することが可能であれば、更衣室を共用することは可能です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
78.		温浴施設ゾーンについて	19	2	5	(1)	ア	(1)			独立採算事業について「提案する業務内容等の詳細について市と協議を行い、市が認めた場合のみ可能とする」とありますが、提案後に否認された場合、事業の運営に多大な影響を及ぼすことが考えられるため、提案前に個別協議をさせていただけると理解してよろしいでしょうか。またその協議結果次第で提案内容の変更が発生するため、協議は入札日の2ヶ月前程度に実施していただくと理解してよろしいでしょうか。	独立採算事業については、本施設の設置目的や公序良俗に基づいた事業内容であることが求められます。特殊な事業内容については、提案前に個別協議を行うことは可能です。
79.		食堂と大広間	19	2	5	(1)	ア	(ウ)			食堂と厨房の定義ですが、食堂は食べる所、厨房は作る所でしょうか。大広間は食堂と兼用できるのでしょうか。閲覧した基本設計説明書内の図面によると、兼用のように見受けられます。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。大広間での飲食提供サービスは原則として行わない予定です。
80.		施設の構成要素と要求事項(多目的ゾーン)	19	二	5	(1)	ア	(ウ)			多目的ゾーンの食堂・トイレ等を集約配置するとありますが食堂利用者専用の便所は設置が条件でしょうか？	ご理解のとおりです。
81.		多目的ゾーンの利用	19	2	5	(1)	イ	(ウ)			公的機関(消防・警察など)の利用(訓練・集会等)は想定されるのでしょうか。	公的機関の利用ということでは、消防、警察のほか、学校、福祉関係などの利用が想定されません。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
82.		駐車場について	20	2	5	(1)	イ	(1)			バス停留所とは路線バスの停留所と理解してよろしいでしょうか。また大型バスを想定すればよろしいでしょうか。	将来、路線バスの停留所として使用可能なものとするを考えています。なお、大型バスを対象とします。
83.		施設構成	20		5	(1)	イ	(1)			車寄せロータリー内に設置するバス停留所については、スペースの確保と標識等の設置程度とし、雨除け施設(屋根)やベンチ等は考慮しないものと解釈してよろしいでしょうか。	車道部にバス停車スペース、歩道部に待合スペースを確保してください。標識、屋根、ベンチ等は不要です。
84.		施設の構成要素と 要求事項(駐車場)	20	二	5	(1)	イ	(1)			P20に記載してある屋外施設の駐車場で「駐車場へのアクセスは敷地南西側の接面道路(市道)」とありますが、東南側に市道は見受けられません。P16・17に記載事項として「場内への出入口は敷地東南側の市道」とあるためこちらを正と考えてよろしいですか？	敷地東南側の市道とします。
85.		施設構成	20		5	(1)	イ	(1)			駐車場へのアクセスは敷地南西側の接面道路(市道)とありますが、敷地南東側の接面道路(市道)の間違いと解釈してよろしいでしょうか。	質問 84 の回答をご参照ください。
86.		駐車場について	20	2	5	(1)	イ	(1)			独立採算事業について「整備・運営管理の事業内容等の詳細について市と協議を行い、市が認めた場合のみ可能とする」とありますが、提案後に否認された場合、事業の運営に多大な影響を及ぼすことが考えられるため、提案前に個別	質問 78 の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											協議をさせていただけると理解してよろしいでしょうか。またその協議結果次第で提案内容の変更が発生するため、協議は入札日の2ヶ月前程度に実施していただけると理解してよろしいでしょうか。	
87.		施設の構成要素と 要求事項（その他）	20	二	5	(1)	イ	(I)			屋外施設に関して、屋外にトイレを設置する必要は要求としてありますか？	余熱利用施設の無料ゾーンにあるトイレを当該施設利用者以外の人も利用できれば、屋外にトイレを設置する必要はありません。
88.		佐野桜の苗木について	20	第2	5	(1)	イ	(I)			佐野桜 20 本の苗木について、市からの支給とありますが、これについての万が一の枯補償は市の負担でしょうか、事業者の負担でしょうか。	事業者が善良な管理者として注意を払って、佐野桜の植栽維持管理業務を行っていても、枯れたとき、事業者は弁済等を行う必要はありません。
89.		施設の構成要素と 要求事項（その他）	20	二	5	(1)	イ	(I)			敷地内に植栽する桜等の樹木に関しては、根の発育等を考慮し、若木又は苗木としてもよろしいですか？	市が支給する佐野桜は苗木です。その他の樹木については、ある程度成育した高木、中低木を植樹してください。
90.		敷地の法面の処理 について	21	第2	5	(1)	イ	(I)			敷地東、西、北側の法面について芝張り以外の処理は提案可能でしょうか。	芝張りが有する法面の保護及び景観等の性能を上回る提案は可能です。
91.		各構成要素の要求 事項（プール）	21	二	5	(2)	ア	(ア)			25mプールの水深が1.0～1.2mとありますがその間であれば事業者が水深を設定してよろしいですか？また子供プールにおいても同様と考えてよろしいですか？	排水勾配を考慮した水深が 1.0～1.2mの範囲であれば許容します。子供プールも同様です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
92.		各構成要素の要求事項(採暖室)	21	二	5	(2)	ア	(ア)				採暖室の代わりにジャグジーを設置することは可能ですか？(最近のプール傾向では採暖室の代わりにジャグジーが主流となってきたため。)	採暖室の代わりにジャグジーを設置することは可能とします。
93.		各構成要素の要求事項(プール更衣室)	22	二	5	(2)	ア	(ア)				プール更衣室男女別無料ロッカー各60以上とあるのは60人以上理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
94.		温水プール更衣室の洗面台について	22	第2	5	(2)	ア	(ア)				洗面台の高さ・形状については、総て車椅子利用者対応にする必要があるのでしょうか。部分的で良いのでしょうか。(一般用と車椅子対応用では高さ・形状が異なります。)	洗面台の一部を車椅子利用者対応にしてください。
95.		各構成要素の要求事項(プール更衣室)	22	二	5	(2)	ア	(ア)				プール更衣室洗面台に関して車椅子利用者がありますが更衣室内のトイレ・シャワーブース・更衣ブース等の一部に車椅子利用者の使用を考慮する必要がありますか？	更衣室内のトイレ、シャワーブース、更衣室ブース等には、車椅子利用者の使用を考慮する必要がありません。ただし、洗面台の一部を車椅子利用者対応としてください。
96.		各構成要素の要求事項(障害者用更衣室)	22	二	5	(2)	ア	(ア)				障害者用更衣室について「ただし、一般の利用者と同じスペースに配置し」とありますが、介護者が異性の場合もあり別置型と考えることもお認めください。	ご要望のとおり別置型を認めます。
97.		各構成要素の要求事項(トレーニングルーム)	22	二	5	(2)	ア	(ア)				トレーニングルーム内に音響装置とありますが、BGM程度であれば移動式の音響装置(コンパクトプレーヤー)等での対応可能と理解してよろしいですか？	放送設備以外に移動式音響装置を置くことは可能です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
98.		各構成要素の要求事項(温浴施設)	23	二	5	(2)	ア	(イ)				温浴施設内の各種風呂(露天含む)・脱衣場は車椅子利用者は基本的に使用しないと考えるよるしいですか？	ご理解のとおりです。
99.		各構成要素の要求事項(温浴施設)	23	二	5	(2)	ア	(イ)				露天風呂は外部から見透かされない構造とありますが、隣接するクリーンセンターから露天が見えることは考えられますか？あればクリーンセンターの立面・人が見える窓の位置及び高さを提示願います。	露天風呂はクリーンセンターなどから、見えないう配置・構造等に配慮してください。
100.		温浴ゾーンについて	24	2	5	(2)	ア	(イ)				大便器の洗浄装置とは温水洗浄便座と理解してよるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101.		温浴脱衣室の洗面台について	24	第2	5	(2)	ア	(イ)				洗面台の高さ・形状については、総て車椅子利用者対応にする必要があるのでしょうか。部分的で良いのでしょうか。(一般用と車椅子対応用では高さ・形状が異なります。)	質問 94 の回答をご参照ください。
102.		各構成要素の要求事項(多目的・大広間)	24	二	5	(2)	ア	(ウ)				可動式ステージを採用した場合、ステージ設置状態で 100 畳無くとも宜しいですか？	ステージ設置状態で 100 畳確保してください。
103.		各構成要素の要求事項(多目的・売店)	25	二	5	(2)	ア	(ウ)				売店コーナーは 15 m <sup>2</sup> 以内とする理由は何故ですか？	売店コーナーとして必要最小限の規模にしています。
104.		共用ゾーン受付フロントカウンター	25	第2	5	(2)	ア	(イ)				受付カウンターの高さ・形状については、総て車椅子利用者対応にする必要があるのでは	カウンターの一部を車椅子利用者が利用できるものとしてください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
		について									うか。部分的で良いのでしょうか。(一般用と車椅子対応用では高さ・形状が異なります。)	
105.		各構成要素の要求事項(管理・共用)	25	二	5	(2)	ア	(I)			エントランスホールとロビーは連続性のある一体的な空間としてもよろしいですか?	連続性のある一体的な空間が望ましいです。
106.		各構成要素の要求事項(管理・共用)	26	二	5	(2)	ア	(I)			給湯室に冷蔵庫の設置は不要ですか。	事務所で使用する冷蔵庫は事業者の負担で調達し所有する備品としますので、設置の必要性は事業者で判断してください。
107.		管理・共用ゾーンについて	26	2	5	(2)	ア	(I)			大便器の洗浄装置とは温水洗浄便座と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108.		共用ゾーン下足室シューズロッカーについて	26	第2	5	(2)	ア	(I)			下足室のシューズロッカーの最大利用者数については、別紙-11のP-2の(3)利用者数の推計における同時滞在利用者数を基準と考えればよろしいでしょうか。	別紙 11 に記載しているように、十分余裕をもったロッカー数を確保してください。
109.		各構成要素の要求事項(管理・共用)	27	二	5	(2)	イ				設備諸室のうち電気室はp-30のイ-(ア)によって屋外キュービクルを使用することで良いですか?またp-32(ス)によって非常用発電機も屋外型と考えてよいですか?	キュービクル、非常用発電機とも屋外型で設置可能です。
110.		屋外施設の身障者駐車場台数について	27	第2	5	(2)	イ				一般駐車場の欄に記載のある“身障者用3台”と身障者駐車場の欄に記載のある“身障者用駐車マス3台”は同一のものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
111.		屋外施設の駐輪場 について	27	第2	5	(2)	イ					屋根付駐輪場 20 台のうち、ミニバイク対応スペースは何台分を想定されているでしょうか。	50%程度を想定しています。
112.		佐野桜の植樹につ いて	28	第2	5	(2)	イ					佐野桜の植樹本数は、市から苗木を支給される20本のみと考えればよろしいでしょうか。	市から支給する苗木以外にも事業者が別途植栽することは可能です。
113.		各構成要素の要求 事項（その他）	28	二	5	(2)	イ					ゴミ集積所に関して、施設建物内で発生したゴミを対象とし、運営上、公園と同じように屋外施設で発生したゴミは原則持ち帰っていただきたいと考えています。よろしいですか？	ゴミ集積所は、事業者が屋内及び屋外の清掃業務、飲食提供業務等で発生したゴミを対象としています。屋外施設利用者にゴミの持ち帰りをお願いすることは可能です。
114.		ゴミ集積場の分別 収集について	28	第2	5	(2)	イ					佐野市のゴミ分別収集の基準をご提示ください。	本市ホームページの「くらしの情報」の「ごみ・環境・上下水道」において掲示しています。
115.		業務要求水準書	30	2	4	(3)	イ	(ア)				「・・・屋外キューピクルまで設置」と記載がありますが、屋内設置は、不可でしょうか、御教示願います。	屋内の設置も可能です。
116.		受変電設備協議に ついて	30	第2	5	(3)	イ					提案書作成段階での受変電設備に関する関連官署との協議は可能でしょうか。	提案書提出前に関連官署と協議を行うことは可能です。
117.		自動通報設備につ いて	30	2	5	(3)	イ	(1)				災害時等における市への自動通報設備等は必要でしょうか。	必要ありません。
118.		設備に関する要求 事項（電気設備）	31	二	5	(3)	イ	(ウ)				照度について事務室の照度を高めに 500～700ルクスと考えて宜しいでしょうか。照明器具は高効率型を主と考えておりますが宜しいでしょうか。	照度及び照明器具の仕様は、提案してください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
119.		プールの照明方式 について	31	第2	5	(3)	イ	(ウ)				プール照明は壁からの直接照明方式とすること のことですが、天井付け照明方式は部分的にも 採用不可と考えなければならないでしょうか。	部分的に天井付照明を使用することは可能と します。
120.		外灯の制御方式に ついて	31	第2	5	(3)	イ	(ウ)				外灯について自動点滅制御を行うとあり、駐車 場及び車路照明は深夜常夜灯とありますが、そ の使い分けはどのように想定されていますか。	駐車場及び道路照明を含む外灯を深夜間引き 点灯することは可能です。自動点滅制御とする ことに問題があると判断される場合は、他の点 滅方式を提案してください。
121.		業務要求水準書	31	2	4	(3)	イ	(オ)				「・・・、大広間にはケーブルテレビ設備を設 置する・・・」と記載がありますが、ケーブル テレビ業者の会社名、連絡先、及び担当者を御 教示願います。	佐野ケーブルテレビ株式会社です。詳細はイン ターネット等でお調べください。
122.		業務要求水準書	31	2	4	(3)	イ	(オ)				「・・・、必要に応じてTVを設置すること。」 と記載がありますが、必要と判断する基準は、 貴市であるのか、事業者の提案であるのか、御 教示願います。	テレビ共同受信設備を設置する諸室は記載の とおりです。ただし、備品であるTV受像機の 設置を要求しているのは、大広間のみです。そ れ以外の諸室にTV受像機を設置することは事 業者の提案に委ねます。
123.		電話通信線につい て	31	第2	5	(3)	イ	(カ)				北側接面道路に敷設された架空電話通信線の 詳細をご提示ください。(位置(平面・断面)・ 仕様等)また提案書作成段階でのNTT等との 協議は可能でしょうか。	提案書作成に必要な情報は、直接NTTへ問合 せ・協議等を行ってください。
124.		L A Nの対応につ いて	32	第2	5	(3)	イ	(カ)				竣工当初のLAN幹線敷設は、本事業対象外と 考えてよろしいでしょうか。また将来敷設工	維持管理運營業務において、LANの設置を必要 とする場合は、当初から必要な設備を設置して

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内容	回答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											事・維持管理については市の対応と考えてよろしいでしょうか。	ください。費用は入札価格に含めてください。必要としない場合でも、将来 LAN 導入が可能な構造・設備としてください。
125.		設備に関する要求事項（電気設備）	32	二	5	(3)	イ	(1)			場所により電動カメラも考えて宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
126.		設備に関する要求事項（電気設備）	32	二	5	(3)	イ	(サ)			インターホン設備に関して通用口と事務室を結ぶとありますが、メインエントランスの風除室には不要と考えてよろしいですか？	維持管理運営上、風除室にもインターホン設備を必要とする場合は、設置してください。
127.		機械警備について	32	第2	5	(3)	イ	(シ)			機械警備については空配管設置とのことですが、機械警備設備設置は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。また将来設置工事・維持管理については市の対応と考えてよろしいでしょうか。	建築附帯設備工事では、機械警備に必要な空配管までを工事対象としますが、機械警備業務に必要な配線等は事業者が委託する警備会社が行うものと考えています。
128.		設備に関する要求事項（電気設備）	32	二	5	(3)	イ	(ス)			非常用発電機においてディーゼルとありますが、負荷容量等により効率、騒音、振動等を考慮した場合ガスタービンについても考えて宜しいでしょうか。	ガスタービンがディーゼルより低騒音である場合は、使用可能です。
129.		業務要求水準書	32	2	4	(3)	イ	(ス)			保安用負荷、業務用停電の定義(具体的な設備)と稼動運転時間を御教示願います。	事業者が本施設の維持管理運営を行う上で、必要な保安用負荷、業務上停電が許されない負荷等を考慮して設計してください。
130.		設備に関する要求事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(1)			敷地内排水枡は、小口径枡の採用を考えて宜しいでしょうか。	適用基準等に基づき排水システムの仕様を選定してください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
131.		設備に関する要求 事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(イ)				汚水と雑排水槽が必要でしょうか。地下室を設 け、排水が必要になった場合の方法を記してい るのでしょうか。	建物内に汚水槽及び雑排水槽を設置しないで 問題なく排水・清掃等を行うことが可能な排水 システムを提案することは可能です。
132.		設備に関する要求 事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(イ)				厨房排水槽とは、特定施設の厨房除害施設を指 しているのでしょうか。又は、ポンプアップが 必要になった場合の排水ポンプ槽のことでは しょうか。	厨房排水槽は、汚水槽及び雑排水槽とは別個に 設置することを想定しています。設置を不要と する場合は、理由を明記して提案してくださ い。
133.		設備に関する要求 事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(カ)				トイレ内の温水パネルヒーターを、電気式のパ ネルヒーターに読み替える事は不可でしょ うか。	温水パネルヒーターを使用することに問題が ある場合は、理由を記して電気式パネルヒー ターを提案してください。
134.		設備に関する要求 事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(ケ)				パッケージ、及び全熱交換機の事務室等への集 中リモコン設置は不要と考えて宜しいですか。	本施設の維持管理の効率性、経済性等を勘案 し、必要な装置等を提案してください。
135.		設備に関する要求 事項（機械設備）	32	二	5	(3)	ウ	(ケ)				中央監視操作盤での主換気設備の操作は不要 と考えて宜しいでしょうか。また、中央監視操 作盤は壁掛けタイプと考えて宜しいでしょ うか。	維持管理の効率性、経済性等を勘案し、中央監 視操作盤に主換気設備の操作を必要とする場 合は提案してください。また、操作盤は壁掛け タイプで可能です。
136.		厨房排水	33	2	5	(3)	ウ	(イ)				『厨房排水はグリーストラップを介して専用の 厨房排水槽へ排水する。』とありますが、「厨房 排水除外処理」は不要と考えてよろしいでしょ うか。	食堂の規模により、公共下水道への厨房排水基 準を満たす必要があると考えますので、下水道 部署と協議を行ってください。
137.		業務要求水準書	33	2	4	(3)	ウ	(イ)				「排水槽は、汚水槽と雑排水槽に分離する。」 と記載がありますが、設置無しでの提案は可能	質問 131 の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											でしょうか、御教示願います。	
138.		プール水の消毒について	35	第2	5	(3)	ウ	(ス)			消毒剤の連続注入については、自動注入方式と考えるとよいでしょうか。	原則として連続注入によるものとしていますので、自動注入方式でなくてもかまいません。適用基準の「遊泳用プールの衛生基準」を満足する消毒設備であれば結構です。
139.		市のごみ受け入れ体制について	35	第2	5	(3)	ウ	(タ)			市のごみ受け入れ体制の詳細についてご提示ください。また提案書作成段階での市の関係部署との協議は可能でしょうか。	本市ホームページの「くらしの情報」の「ごみ・環境・上下水道」において掲示しています。また、関係部署との協議は可能です。
140.		建設業務に関する要求事項	41	2	7	(1)	カ	(ア)			「必要な備品を設置」とありますが、準備する備品の種別と数量をご教授願います。	質問 143 の回答をご参照ください。
141.		業務要求水準書	41	2	7	(3)	カ	(ア)			市の監督員事務所及び施工者事務所は、建設用地内に設置と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	建設用地内に設置してください。
142.		市の監督員事務所について	41	2	7	(3)	カ	(ア)			市の監督員事務所は施工者事務所または工事監理者事務所と同じ建物内と解釈してよいでしょうか。	同じ建物内で可能です。
143.		業務要求水準書	41	2	7	(3)	カ	(ア)			「・・・、必要な備品を設置すること。」と記載がありますが、必要備品を具体的に御教示願います。	事務机・椅子 3 台、書棚 (1200W×1800H) 1 台、ロッカー 5 台、ヘルメット・長靴・作業服・防寒着 (以上 5 人分)、エアコン、ファイルその他必要な文房具等を想定してください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
144.		施工者と工事監理者の事務所	41	2	7	(3)	カ	(イ)				施工者事務所と工事監理者事務所との区分は、部屋が明確に分かれていれば、同じ建物内でもよいと解釈してよいでしょうか。	同じ建物で可能です。
145.		仮囲いの範囲	41	2	7	(3)	カ	(イ)				ここで示されている敷地内とは施工に必要な敷地内を指し、本事業の敷地を指すものではない(本事業の敷地全てを囲う意味ではない)と解釈してよいでしょうか。	仮囲いは、本事業用地の法面上部平地の全周に設けてください。
146.		境界確認	41	2	7	(3)	カ	(キ)				境界確認のスケジュール及び隣地所有者への案内は市が関係者へ通知すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147.		式典等について	43	第2	7	(3)	ク					工事完了に伴う式典の規模・仕様についてどのように想定されているでしょうか。また工事着手時の式典については不要と考えてよろしいでしょうか。	開所式(竣工式を兼ねる)として300人程度の参列者を想定しています。仕様については、事業者の提案に委ねます。なお、工事着手時の式典については、事業者の判断に委ねます。
148.		一般事項 別紙-1	43		8	(1)						施設の機能・性能を満たすための必要な備品について、市が想定している備品が、別紙-1備品リストに参考として掲げられておりますが、数量について現在想定されている数を御教示下さい。	備品の数量、仕様等は、提案に委ねます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
149.		多目的ゾーンの備品	44	二	8	(2)	ウ	(ウ)	a			「大広間には可動式ステージを1ヶ所設置する」は固定ステージを計画する場合、備品は不要と考えてよろしいですか？	固定ステージは認めません。
150.		開発許可について	48	2	10	(3)	イ					本施設が開発許可に該当することにより、申請期間等が想定期間を上回ることとなった場合、工期延長を認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	開発許可申請を必要とする「土地の区画形質の変更」がないように計画・設計してください。
151.		交付金交付申請について	48	第2	10	(3)	ウ					事業者は交付金交付申請に必要な書類等の作成協力を行うとありますが、提出および関係部署との調整作業については市の対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152.		維持管理業務	50	3	1	(6)	イ	(ア)				管理期間に発生する改修工事は規模に関わらず、事業者の判断にて、業者、金額を決定できると考えてよいでしょうか。	事業者が本施設の改修を必要とする場合、事業者が改修に係る費用を負担します。この場合は、基本的には事業者の判断で業者、金額を決定できます。
153.		業務実施体制について	51	3	1	(9)						総括責任者は特段定められた資格の保有者でなくてもよい(誰でも総括責任者になることができる)と解釈してもよいでしょうか。	特別定めた資格の保有者である必要はありません。
154.		業務報告書等	52	3	1	(12)						「毎年度終了後」と記載があるが、年度終了日は3月31日と考えるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
155.		業務報告書等	52	3	1	(12)						提出書類の中に業務収支決算書とありますが、これは入札説明書 21 頁に記載されている財務諸表とは別に必要なのでしょうか。	同一のものとしてします。
156.		業務報告書等	52	3	1	(12)						「エネルギー使用状況等」とあるがこのエネルギーとは具体的に何を指すのでしょうか。	上水、電力、ガス等の使用量です。
157.		施設管理台帳について	52	3	1	(14)						当該施設の管理台帳を作成し...とありますが、市に引き渡した施設・備品等が対象と理解してよろしいのでしょうか。また、管理対象は、例えば5万円以上の備品等などといった条件は付されないのでしょうか。	前段のご質問は、ご理解のとおりです。後段のご質問は、佐野市財務規則第 159 条に定める取得価格が 1 万円以上のもので、3 年以上反復使用に耐えるもの、図書については、5,000 円以上とします。
158.		業務の引継ぎ	54	3	1	(24)	ア					「管理運営に必要な各種書類」とは事業者が引継ぎ者にとって必要と考える書類と解釈してよろしいのでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、必要な書類については、引継ぎ時に市と事業者で協議を行い決めるものとします。
159.		原状回復について	54	第3	1	(24)	イ					事業者が独立採算事業で整備した施設・設備等の原状回復方法について以下の場合にはどのように想定されているのでしょうか。 1. 建物内施設で建物完成時にすでに設置されているものについての原状回復方法。どのような状態が原状とみなされるのかについて。 2. 外部施設で外構完成時にすでに設置されているものについての原状回復方法。どのような	1. 市が施設整備費を負担したものは現状のままとします。事業者が費用を負担した備品等については、原則として撤去し、原状回復してもらいます。 2. 屋外施設の提案施設についても、市が施設整備費を負担したものは、現状のままとします。事業者が負担した備品等については、原則として撤去し、原状回復してもらいます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											状態が原状とみなされるのかについて。	
160.		事業期間終了時における施設の 状態について	54	3	1	(24)	イ		a		サービス購入費にて整備した任意提案施設及び必須提案施設についても、継続して使用することに支障のない状態で市へ引き継ぐと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161.		業務の引継ぎ	54	3	1	(24)	イ				運営期間終了後、市が、独立採算事業を行っている事業者はその事業を継続させる可能性はあるのでしょうか。	可能性はあります。
162.		2 .維持管理業務に関する 要求事項 (2)建築設備保守管理 業務 ウ 業務の要求事項 (ア) 点検及び保守	59	3	2	(2)	ウ	(ア)	a		『事業者は、前項アに掲げる設備等について、・・・当該消耗部材及び消耗部品の取替え、・・・を適切な時期にとらなければならない。なお、本業務には、照明設備等の管球交換を含む。』とありますが、「水石鹸・トイレトーパー等」等の衛生消耗品、管球等は、所有者である市から支給されるのではなく、「サービス購入費」に含めて提案すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163.		(4)備品等保守管理 業務	61	3	2	(4)	ウ	(ア)			『事業者は、・・・故障・破損等の不具合が生じた備品については、適宜修理・修繕を行うこと。』とありますが、「市に帰属する」備品について、「修理不能」で「買い替え」が必要な場合	更新の必要性については、安全性、所要機能を満たすことができるかどうか事業者で判断し、更新が必要な場合は市へ報告してください。更新費用は事業者が負担することになりますので、維持管理運営期間中(15年間)に更新が

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											の、「判断基準」と「費用負担」は以下のように考えてよろしいでしょうか。 「判断基準」・・・「製造メーカー・販売店の判断」と「事業者の判断」を市と協議の上、所有者（帰属者）である「市が最終判断」する。 「費用負担」・・・「リスク分担」表の「施設劣化リスク」より、「市」の負担とする。	必要と想定される備品等の更新費用は、入札価格に見込んでください。
164.		備品の更新について	62	3	2	(4)	ウ	(ア)			故障・破損等の不具合が生じた備品については、適宜修理・修繕を行うこととありますが、備品を更新・改良する場合も事業者側にて行うという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165.		ごみ処理について	65	3	2	(5)	ウ		c	(b)	ごみを本事業と独立採算事業分とに峻別した管理となっていますが、保管等も二重となり手間がかかると思われます。むしろ一緒に保管、搬出、処分を行い、市は何らかの基準で事業者から料金を徴収する運営は不可でしょうか。	事業者の独立採算事業で発生したごみの搬出・処分は事業者で行ってください。
166.		空気環境測定について	66	第3	2	(6)	ウ	(ア)	b		空気環境測定時間について10:00頃と13:00頃とありますが、来館者の利用時間と重なっています。測定中は施設の当該部分を利用しないものと考えてよいでしょうか。	空気測定は、施設の利用に影響するものではありませんので、測定中も施設利用は可能です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
167.		水質検査について	67	第3	2	(6)	ウ	(ア)	e	(a)	冷凍空調機器の接水部構成材料に絡む水質検査の頻度についてはどのように想定されているでしょうか。	PH及び電気伝導率については、月1回測定し、その値が基準値に適合することを確認します。
168.		巡回警備について	70	3	2	(8)	ウ	(カ)			市の依頼により巡回警備強化の必要性を認めたまときは・・・とありますが、その際にはコスト追加措置が認められたものと考えてよろしいでしょうか。	追加予算措置はしません。巡回警備強化として、年間2ヶ月程度は、機動巡回警備を週1回から3回程度に増やすものとします。
169.		機動巡回警備について	70	第3	2	(8)	ウ	(カ)			1週1回の不定時夜間の機動巡回警備の時間については、概ねどの程度を想定されているでしょうか。また実施曜日については任意に設定可能でしょうか。	午後11時頃から翌朝の午前5時頃までの時間を想定しています。実施曜日については事業者の判断に委ねます。
170.		業務責任者について	71	3	3	(1)	イ				運營業務の遂行に必要な業務責任者は専任か、設備資格者が兼務することは可能か？	兼務が可能な業務については、兼任することが可能です。
171.		異常事態発生時の措置について	71	3	2	(8)	ウ	(ク)			異常事態を確認後管制センターへその状態を連絡しとありますが、管制センターとは市の施設でしょうか。	事業者が委託する警備会社の管制センターです。
172.		警備の基地局・管制センターについて	71	第3	2	(8)	ウ	(ク)			警備の基地局・管制センターの基準についてご提示ください。	特に基準を設けていませんが、基地局は当該施設の立地場所から車で30分以内にあることが望ましいです。
173.		案内パンフレット等の作成について	72	3	3	(1)	ウ				作成するパンフレットについて、必要部数等の定めはありますでしょうか。	供用開始時に1万部程度配布することを想定してください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
174.		利用料金の減免・免除について	72	第3	3	(1)	オ				“ 利用料金の減免・免除についての関係条例 ” についてご提示ください。	当該施設の管理に係る設置条例及び施行規則 に定めます。
175.		独立採算事業の扱いについて	73	3	3	(1)	キ				食堂・厨房、売店コーナーはサービス購入費の 対象ですか。入札説明書では対象外となってい ますが。	施設整備費（備品等を除く）は「施設整備に係 るサービス購入費」の支払い対象です。維持管 理・運営・光熱水費については「維持管理運営 に係るサービス購入費」の支払い対象外です。
176.		プールゾーンのサ ービス購入費につ いて	73	第3	3	(1)	キ				表の提案施設（任意）についてサービス購入費 の対象となっていますが、入札説明書のP - 2 7の事業者収入の取扱いの表では、提供プログ ラム料金についてサービス購入費の対象外と なっています。どちらの表を正とすればよいで しょうか。	P73の表は、施設整備費に関するサービス購入 費の対象について記載しています。入札説明書 P27の表は、提供プログラム料金収入を市が事 業者に支払うサービス購入費から控除する対 象外であることを記載しています。すなわち提 供プログラム利用料金は、全て事業者の収入と することができます。
177.		温浴施設ゾーンの サービス購入費につ いて	73	第3	3	(1)	キ				表の温浴施設ゾーンに任意提案事業の項目が ありません。入札説明書のP - 27の事業者収 入の取扱いの表では任意提案事業の項目があ り、サービス購入費の対象外となっています。 どちらの表を正とすればよいでしょうか。	温浴施設ゾーンの任意提案施設は「施設整備費 に係るサービス購入費」の対象とします。入札 説明書 P27のサービス購入費の対象外の意味 は、質問 176の回答をご参照ください。
178.		多目的ゾーンのサ ービス購入費につ いて	73	第3	3	(1)	キ				表の提案施設（必須）の食堂・厨房、売店コー ナーについて、独立採算との記述があるにもか かわらずサービス購入費の対象となっていま す。入札説明書のP - 27の事業者収入の取扱	提案施設は必須、任意に係らず、施設整備費は 市が負担しますので、施設整備費に係るサービ ス購入費の対象です。入札説明書 P27につい ては、質問 176の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											いの表では、任意提案事業はサービス購入費の対象外となっています。どちらの表を正とすればよいでしょうか。	
179.		管理・共用ゾーンのサービス購入費について	73	第3	3	(1)	キ				表の管理・共用ゾーンに必須提案事業の項目がありません。入札説明書のP-27の事業者収入の取扱いの表では必須提案事業の項目があり、サービス購入費の対象外となっています。どちらの表を正とすればよいでしょうか。	管理・共用ゾーンの必須提案は公衆電話等であり、電話機の調達設置費用は事業者の負担とします。電話配線用の躯体内配管設置に係る費用は市が負担します。入札説明書P27については、質問176の回答をご参照ください。
180.		屋外施設のサービス購入費について	73	第3	3	(1)	キ				表の屋外施設欄に任意提案事業の項目がありません。入札説明書のP-27の事業者収入の取扱いの表では任意提案事業の項目があり、サービス購入費の対象外となっています。どちらの表を正とすればよいでしょうか。	屋外任意提案施設は、施設整備費に係るサービス購入費の対象とします。入札説明書P27のサービス購入費の対象外の意味は、質問176の回答をご参照ください。
181.		地域内の競合施設の料金体系について	74	第3	3	(2)	ウ	(ア)	b		地域内の競合施設の料金体系については各事業者が任意に調査するものと考えのでしょうか。	大半はインターネット等で検索可能ですので、任意調査してください。
182.		提案事業の利用料金の決定について	74	第3	3	(2)	ウ	(ア)	b		必須提案事業料金については事業者の提案“に委ねる”とあり、任意提案事業料金については事業者の提案内容“により決定する”とあります。両者の表現にはどのような違いがあるのでしょうか。	必須施設及び提案施設の利用料金は、事業者が提案したものを、市と協議の上、市条例で定めます。提供プログラムの利用料金は、市条例に定めませんので、原則として事業者が提案し決定することが可能です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
183.		料金の設定に関する事項	74	3	3	(2)	ウ	(ア)	b		<p>『施設の利用料金及び提案事業の利用料金については、事業者が以下の考え方にに基づき提案し、市と協議を行い決定するものとする。』とありますが、15年に及ぶ運営期間での料金設定は、物価変動、競合施設の出現、施設及びサービス内容の陳腐化等により、当初の設定価格のままでは、経済的競争力を欠く事態が生じる可能性が考えられます。</p> <p>「料金改定」と「サービス購入費」の増減は、「裏表」の関係にありますが、長期に亘り、利用者に納得できる公共サービスの提供を行うために、一定期間ごとに「市との協議による料金改定」の条項の設定をお願いいたします。</p> <p>なお、2004年9月に破綻した福岡市の余熱利用施設の「中間報告書」では、『事業者から市に対して、利用者から徴収する施設利用料について基本料金を含め自由裁量により変更できるように、契約内容の変更を求める申し入れがあった。福岡市は事業者公募の際の条件として、自由利用に係る基本料金を定めていたため、会員制導入等による自由利用以外の利用区分における料金設定については、事業者の裁量範囲としたが、</p>	<p>事業者が料金改定を必要とする場合は、一定期間ごとに行うのではなく、必要に応じて市と協議を行い、市が改定を必要と認める場合に、料金の定めがある設置条例改正について市議会の議決を求めます。</p>

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											基本料金の変更については、公募条件の基本的な部分に係る変更になることから認めることはできなかった。』旨の記載があります。	
184.		料金設定に関する 事項について	74	3	3	(2)	ウ	(ア)	b		「施設の利用料金及び提案事業の利用料金については、事業者が以下の考え方に基づき提案し、市と協議を行い決定するものとする。」とありますが、基本的には提案した料金で決定されると理解してよろしいでしょうか。また提案後に変更となった場合、事業計画に多大な影響を及ぼすことが考えられるため、協議をする場合は提案前に個別協議をさせていただけると理解してよろしいでしょうか。またその協議結果次第で提案内容の変更が発生するため、協議は入札日の2ヶ月前程度に実施していただくと理解してよろしいでしょうか。	施設の都度利用料金は、P74 に提示した範囲内であれば、基本的に決定されます。また、回数利用券・定期利用券及び提供プログラム等の料金については、地元競合施設の料金体系を考慮し、民業圧迫となる不当に安価な料金でなければ、提案された料金体系で決定します。利用料金に関する提案前の個別協議は、原則として行いません。
185.		利用料金の減免	75	3	3	(2)	ウ	(ア)	d		『減免の手続は、佐野市が定める設置条例及び規則の規定に基づくものとする。』とあります。減免を行う場合、事業者の収入が減少すると思われませんが、その減少分の差額については、「維持管理運営に係るサービス購入費」として事業者を支払われると理解してよろしいしょう	質問 18 の回答をご参照ください。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											か。	
186.		利用料金の減免	75	3	3	(2)	ウ	(ア)	d		市のプール施設にて、利用団体などに対して減 免料金制度を設定している施設はあるのでし ょうか。	佐野市体育施設条例第2条に定める市のプール 施設について、同条例施行規則第8条に定める 減免を行っております。
187.		利用料金の減免に ついて	75	3	3	(2)	ウ	(ア)	d		減免の手続きとは、具体的に何を指すのでしょ うか。事業者側で行わなければならないもので しょうか。	指定管理者として本施設の利用料金に関する 減免申請書の受理及び処理を行ってもらいま す。
188.		佐野市が定める設 置条例及び規則に ついて	75	第3	3	(2)	ウ	(ア)	d		“ 佐野市が定める設置条例及び規則 ” とは具体 的に何を指すものでしょうか。	事業者が指定管理者として管理する本施設の 設置条例及び施行規則です。
189.		施設の利用許可に 関する業務	75	3	3	(2)	ウ	(イ)	a b		『事業者は施設の利用許可権限を有する。利用 許可に際しては、次項bに定める利用の制限に 該当する者は、利用の許可をしないこと。』と ありますが、「利用許可」の是非についての「訴 訟等」があった場合は、その責任を問われるの でしょうか。	利用許可の制限、入館の制限、行為の制限につ いて、本施設の設置条例及び施行規則で定めま す。この条例に基づき利用許可の権限を指定管 理者が有するものです。条例に定めた利用の制 限に関する訴訟等があった場合は、市が対応す ることになります。利用許可の判断に対する訴 訟等は、原則として事業者が対応することにな ります。
190.		施設案内	75	3	3	(2)	ウ	(イ)	d		『視察者等の来客に対しても、必要に応じて行 うこと。』とありますが、「特別な費用が発生す るような行為はない」と解釈してよろしいでし	ご理解のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											ようか。	
191.		利用統計資料の作成について	75	第3	3	(2)	ウ	(ウ)	a		“その他(市が要求する統計等)”とは具体的に何を想定されているのでしょうか。	利用者アンケート調査結果、提供プログラム利用者数、光熱水費の月別推移などが想定されます。
192.		文書管理	76	3	2	(2)	ウ	(イ)	b		各種伝票・帳簿の保管期間は商法に定める保管期間と考えてよいか。市独自の規定はあるのでしょうか。	文書管理は、佐野市文書管理規定第 32 条及び 33 条に定める規定に基づくほか、関連法令等で定める保管期間とします。
193.		利用の促進に関する業務について	76	第3	3	(2)	ウ	(イ)	a ・ b ・ c ・ d		ホームページ、施設案内用冊子・ポスター、イベント、ニーズの調査についてそれぞれの程度の内容・仕様・規模を想定されているのでしょうか。あるいは事業者の任意の判断でよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
194.		業務従業員	76	3	3	(2)	ウ	(オ)	b		職員・スタッフ用の送迎バスの運行はあるのでしょうか。	市が本事業に対して事業者の職員・スタッフ用の送迎バスの運行は行いません。
195.		ホームページの作成	76	3	3	(2)	エ	a			ホームページはSPCまたは事業者の名前と責任で作成、運営し、市よりの拘束はないと考えてよいのでしょうか。また当業務費用は維持管理費に含まれると考えてよいのでしょうか。	事業者が作成した内容を市が確認します。なお、当業務内容は維持管理費に含まれます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
196.		冊子の作成	76	3	3	(2)	エ	b			冊子はS P Cまたは事業者の名前と責任で作成、編集し、市よりの拘束はないと考えてよいでしょうか。また当業務費用は維持管理業費に含まれると考えてよいでしょうか。	質問 195 の回答をご参照ください。
197.		開閉館時業務	76	3	2	(2)	ウ	(オ)	b		「各従業員」とはすべての従業員を指すのか。その場合、交代制にての勤務またはフレックスタイム制の導入は不可能という解釈でしょうか。	開館時間から行うサービス業務に必要な従業員を指します。従業員の勤務体制は事業者側で選定してください。
198.		監視員	78	3	3	(3)	ウ	(ウ)	a	(c)	プールの監視員は市の条例等で配置人数が決まっているのでしょうか。それともそれに関しては提案事項でしょうか。	市の条例では配置人数を定めません。プールの設計図に基づき適用基準の「プールの安全標準指針」を満たす配置人数を提案してください。
199.		トレーニングルームおける提供プログラム事業について	82	第3	3	(3)	ウ	(カ)	c		トレーニングルームの提供プログラム料金についてはどのように想定されているでしょうか。入札説明書のP - 27の事業者収入の取扱いの表には記述がありません。	入札説明書 P27 の記載のとおりです。
200.		温浴施設ゾーン運営業務	82	3	3	(4)	ア				『健康予防を希望する人、健康回復を必要とする人、浴場で自由時間を過ごしたい人など、様々な利用者に「健康と生きる喜びを促進する」ことを支援する。』とありますが、「岩舟町健康福祉センター-遊楽々館」で行われている、地域福祉の	市等の公共側が単独で実施することも有り得ます。また、事業者健康福祉プログラムの実施等を委託する可能性もあります。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											向上を推進する「脳卒中等地域事業」など、「公共側」での本施設を使用して行う健康福祉プログラムの実施等の、お考えはありますか。	
201.		温浴施設ゾーン運 營業務	85	3	3	(4)	ウ	(I)	c		『入浴者にタオル等を貸与する場合』とありますが、これは「有料」で行うことを想定されていますか。また「有料」の場合は、「施設利用料金」と考えてよろしいでしょうか。	タオルなどのレンタル事業を独立採算で行うことは可能です。レンタル料金は、施設利用料金とは別個に取扱うものですので施設利用料金に含めることはできません。なお、タオルを無料で貸与することは可能です。
202.		多目的ゾーン運 營業務	85	3	3	(5)	イ	(ア)			『厨房備品、飲食提供什器等は、全て事業者の負担で調達・設置すること。』とありますが、P73の『多目的ゾーン・提案施設・食堂・厨房』は、『(施設整備費の)サービス購入費』の『対象』となっていますので、ここで言う『厨房備品』とは、鍋釜、包丁等の調理器具のみと考えてよろしいでしょうか。 また、入札説明書 P27『多目的ゾーン・その他・必須提案事業(飲食提供事業)』の『目的外使用料』における『行政財産使用料』は、厨房の「使用面積」に対する料金のみで、食堂は無料で使用できると考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、食堂、厨房等の厨房機器・調理器具、食堂用食器・テーブル・椅子等の備品等を除く建物・設備の整備費は、市が負担します。 後段の質問については、飲食提供事業に必要な食堂、厨房、従業員休憩室、従業員用トイレ、食品庫等の諸室に対して行政財産使用料を支払ってまいります。
203.		飲食提供事業の防 虫防除費等の共益	85	第3	3	(5)	イ	(ア)			飲食提供事業の防虫防除費等の共益費についてはどのようなケースを想定されているでし	食堂・厨房等の床面積分の防虫防除費については、事業者の負担とします。フランチャイズ店

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
		費について									ようか。フランチャイズ店舗の入居を想定されているのでしょうか。	舗を入居させるかどうかは、事業者の提案に委ねます。
204.		休憩室(和室)の貸し出し受付体制について	86	3	3	(5)	ウ	(I)			午前10時から午後8時まで対応することとありますが、75ページの(イ)-cに記載されている受付体制には、午前10時から午後6時まで対応することとあります。両者の受付対応時間は異なると理解してよろしいでしょうか。	施設の予約受付は、原則として午前10時から午後6時までとします。利用受付は、利用者が営業時間内であれば利用できるものとします。
205.		物品販売等の事業の委託販売について	86	第3	3	(5)	エ	(ア)			地域の土産、特産物の委託販売について、委託元・システムについては事業者が任意に設定するものと考えればよろしいでしょうか。委託販売については、市の関与があるのでしょうか。	市が関与することはありません。
206.		郵便物について	87	3	2	(6)	イ	(イ)			市用と事業者用それぞれのポストの設置は必要ないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207.		自動販売機の料金設定について	87	第3	3	(5)	オ				施設利用者の利便性を考慮した料金とは、一般的な販売価格より低価格に設定するということでしょうか。	市の公共施設で販売している通常の価格であれば問題ありません。
208.		郵便物の対応について	87	第3	3	(6)	イ	(イ)			市宛の郵便物については、整理及び市への連絡以外に、市への搬送等の作業は必要でしょうか。あるいは市の担当者が定期的に回収に来られると考えてよろしいでしょうか。	市への搬送等は原則として不要です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
209.		多目的広場の催し 等の企画・運営につ いて	88	第3	3	(7)	ウ	(ア)				多目的広場の催し等の企画・運営については、 市の関与があるのでしょうか。	市の関与があることを想定してください。
210.		独立採算事業の制 限について										その他として質問させていただきます。 前回の質疑の際に独立採算事業の制限につ いては後日記述とのことでしたが如何でしょ うか。たとえば「風営法関連は認められない」 とか「アルコールの販売は自販機も含めて認め られない」	例示されている風営法関連事業は認めません。 アルコールの販売は、事業者の提案に委ねま す。ただし、販売に伴い発生する問題につい ては、事業者で対応してください。
211.		別紙 8 工事着手 前の提出書類リス ト 工事品質計画書	1									『工事品質計画書』は、『ISO9001 認証取得の 品質システム文書』とありますが、これは「建 設業務を担当する企業」の「品質システム」に 基づき作成されたものであればよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
212.		別紙 11 余熱利 用施設の利用者数 の予測 (3)利用者数の推 計	1			(3)						『余熱利用施設の利用者数は、あくまでも推計 予測数であり、施設の設計（浴槽、更衣室ロッ カー等）、及びその他事項に利用する場合は、 十分に余裕をもった規模等にする必要があるこ とに留意すること。』とありますが、応募者が 独自の予測を行わず、上記に留意して提案を行 った場合、「提案上、不利益になることはない」	利用者数予測に記載している利用者数は、必須 施設のみであり、任意提案施設がある場合は、 その利用者数を予測する必要があります。任意 提案施設がない場合においては、記載の予測数 を参考にして提案を行うことに対して不利に なることはありません。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											と考えるとよろしいでしょうか。	
213.		別紙 - 1 2 閲覧等 資料リストについて									入札参加資格者（有資格者）には、調査資料の貸出しも可能とのことですが、貸出していただける時期は、入札参加資格確認通知の発送（平成 19 年 6 月 20 日）以降と理解してよろしいでしょうか。また、閲覧については時期は問わない（現在でも可能）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214.		表 4 加点項目審査 （事業評価項目） イ 管理運営コスト の縮減	8								ここにおける、『必須施設』とは「必須提案施設」のことを指しているのでしょうか。	ここでいう「必須施設」とは、必須施設及び提案施設（必須提案施設及び任意提案施設）とします。
215.		有効期間について			9	2					「本協定の終了後も、前条の定めは有効とし」とありますが、どのような意味でしょうか。再度債権債務関係が生じないことの確認でしょうか。	ご理解のとおりです。
216.		管理協定	2		5	2					佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく「本施設の管理に関する協定」とはどのようなものでしょうか。	同条例第 9 条の規定に基づく協定書です。協定書は調整後速やかに公表する予定です。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
217.		管理協定について			5	2					管理協定につきましても、他の基本協定書案や事業契約書案と同様に、速やかに公表していただけないでしょうか。	質問 216 の回答をご参照ください。
218.		経営計画等	5		10	1					「翌事業年度の開始する1ヶ月前までに翌事業年度の経営計画を」とありますが、事業開始初年度の経営計画は提出の必要はないと解釈してよいでしょうか。	初年度についての経営計画は提出してください。
219.		著作権の譲渡等について	4	1	5	4					本施設の設計建築に当たってとありますが、本施設の設計建設の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
220.		事前調査について	6	2	11	5					(5) 項について、(2) 項と内容が重複しているように見受けられますが、いかがでしょうか。	(2) 項を「乙は、必要に応じて、甲に事前に調査概要及び日程等を記載した事前調査計画書を提出し、確認を得た上で、工事のための測量又は地質調査その他の調査を行う。当該調査の不備・誤り、及び調査を行わなかったことに起因する増加費用及び損害については、甲が費用負担する旨の別段の定めがある場合を除き、乙がこれを負担する。」とし、(5) 項を削除します。
221.		近隣対策について	6	1	12	1					本施設を設置・運営すること自体に起因する近隣対策は、市が実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
222.		本条に定める場合 以外の設計変更に ついて	8	2	15	8					『本条に定める場合以外の設計変更については、第37条に定める。』とありますが、「第35条（設計図書の変更）」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
223.		事業用地等につい て	9	3	18	2					資材置き場、作業員用駐車場等は乙の責任と費用で借地することとありますが、本事業用地をそのために無償で使用することは可能でしょうか。	第1項に定めるとおり、善管注意義務のもと、本施設の建設業務に本事業用地を利用することは可能です。第2項は別途資材置き場等が必要な場合に関する規定です。
224.		備品等調達設置業 務	12	2	25	2					入札説明書、要求水準書の文脈によりますと、ここで述べられる『厨房機器』とは、鍋釜、包丁等の「厨房調理器具」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	厨房機器は、飲食提供サービスに必要な全ての機器です。鍋釜、包丁等ではありません。
225.		完成確認について	12	3	26	2					完成検査度とありますが、完成検査後の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
226.		引渡の遅延につい て	13	3	28						損害の損害を請求できるものとするがありますが、損害の賠償を請求できるものとするの誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
227.		サービス購入費の 支払いについて	14	3							建設業務費の支払について、前払金と引渡し後の支払いが記載されていますが、第19条に定める中間検査後に中間払いをしていただけませんかでしょうか。	事業者が、中間払いを必要とする場合は、請求できるものとします。必要な契約条項の修正案は後日提示します。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
228.		前払金について	14	3	32							「第 32 条」とありますが「第 31 条」の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
229.		業務期間の短縮	17		38							「特別な理由により」とありますが、具体的にどのような理由を想定しているのか。業務期間の短縮による損害（費用の増加）は市の負担と考えてよいでしょうか。	具体的に特定された理由を想定してはおりません。市は、38 条 3 項に従った負担は行います。
230.		不可抗力による損害について	19	4	44	2						「第 46 条第 1 項の規定により付された保険」とありますが「第 52 条第 1 項」の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
231.		不可抗力による損害について	19	4	44							2 項に「損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 46 条第 1 項の規定により付された保険により補填された部分を除く。）」とありますが、2 項から「及び第 46 条第 1 項の規定により付された保険により補填された部分を除く。」部分を削除し、4 項に「ただし、甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額がサービス購入費（施設整備費相当額）の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。」を追記していただけないでしょうか。原文のまま	原案のとおりとします。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所							内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -		
										ですと事業者にとって保険付保のインセンティブが働きません。	
232.		履行遅滞の場合における損害金等	20		46	2				「・・・工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する・・・」とありますが、この場合の出来形の査定はどのように行なわれるのでしょうか。	市において、施行済み部分を現場確認し、設計図及び施工図に基づく施行済み部分の数量を検証し、出来形部分の査定を行います。
233.		履行遅滞の損害金	20		46	3				46条2項において、年5パーセントとありますが、3項では年3.6パーセントとなっています。なぜ甲と乙の場合において割合が相違しているのでしょうか。	甲についての利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、乙については、国の債権の管理等に関する法律に準じています。 なお、前者については、平成18年4月1日以降、3.4%とされており(平成18年3月1日財務省告示85号)3.4%に修正します。
234.		甲の解除権	20	4	47		(5)			『第51条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。』とありますが、「第51条」ではなく「第49条」でしょうか。	ご指摘のとおりです。
235.		甲の任意解除権	21		48	1				「必要があるときは」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。またなぜ本条と同等の乙の任意解除権が認められていないのでしょうか。	「必要があるとき」は、個別に判断します。任意解除権は、発注者である市側の事情に基づき認めるものであるため、事業者側には認めておりません。
236.		甲の任意解除権	21		48	2				甲の任意解除は乙のみならず事業者のSPCにも損害を与える可能性があります、その補	契約の当事者である乙について生じた損害を想定しています。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
											償規定はどこで定められているのでしょうか。	
237.		不正行為に伴う損害の賠償について	23	4	51						第47条の2項に定められた違約金の他に当該賠償金も負担しなければならないのでしょうか。	違約金を支払った場合には、基本的に51条1項但書により、サービス購入費(施設整備費相当額)の10分の1までの損害については支払う必要はないものと想定しています。
238.		提案事業	23	5	55	2					『甲は、当該提案施設に関し、乙又は第三者に対して、何らの責任も負わない。』とありますので、「当該(任意)提案施設」以外については、「何らかの責任」を負うと解釈してよろしいのでしょうか。	提案施設に関する責任は事業者において負担してください。
239.		提案事業	23	5	55	2					『乙は、自らの責任と費用負担において、任意提案施設に係る提案施設の設計及び建設を行うものとし・・・』とありますが、「自らの費用負担」とはどのようなことを指すのでしょうか。 『独立採算』で行われ、事業者が調達する『厨房備品、飲食提供什器等』および『物品棚等』のことでしょうか。 要求水準書(P72～73)では、『提案施設で整備費を市が負担するサービス購入費対象施設等を次表に示す。』の中で、「任意提案施設」も『サービス購入費』の『対象』となっています。	提案施設の備品等の設置・調達費用は、事業者が負担します。施設整備の費用は市が負担します。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
240.		基本設計図書			別紙	(1)						基本設計図のリスト中の「ツ その他必要な図書」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	リストに揚げた図面以外にも、事業者が作成した図面等を示します。
241.		管理協定	1		1	1						『(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設の管理に関する協定書(以下「管理協定」という。)』とありますが、どのような内容の協定書でしょうか。 「すでに公表されている資料から作成された提案見積金額に影響を及ぼす内容ではない」と考えてよろしいでしょうか。	管理協定は、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条に定めるものであり、業務内容を定めた維持管理委託契約書の業務範囲を逸脱する内容ではありません。したがって、見積金額に影響を及ぼすものではないと考えます。
242.		総則:サービス購入費の定義について	1		1	4	(3)					提案事業に必要な維持管理費等の費用はサービス購入費に含まれないとありますが、提案事業にも対象となる部分があり(入札説明書27頁)これは独立採算事業に限定とのの意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
243.		損害賠償について	6		20							甲でも乙の責任でもなく、第三者による施設、備品等に損傷・滅失が生じる恐れがありますが、その扱いについて明示願います。	質問48の回答をご参照ください
244.		損害賠償等	6		20	3						甲が第三者に対して賠償した金額の妥当性について確認する手段又は手続きはありますでしょうか。	甲乙間の協議等により確認することが考えられます。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答	
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -			- -
245.		甲の解除権	9		33	1						「(6) その他、甲が必要と認めるとき」とは具体的にどのような状況を想定しているのでしょうか。	個別に判断します。
246.		甲の解除権について	9		33	1	(6)					甲が必要と認めるときとは、理由の如何に関わらず甲に一方的な解除権があるように思料されます。甲が必要と認め乙が了承したときとの表現に改めていただくか、(6)の項を削除いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
247.		甲の解除権	9		33	2						「前項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき契約終了の場合」とあるが、本文中の「又は」は「及び」ではないのでしょうか。本項が適用されると、甲が「甲が必要と認めるとき」に解除した場合でも、乙は違約金を支払う義務を負い、また基本契約は甲の事情により解除された場合も乙は違約金を支払う義務を負うこととなるではないでしょうか。	前段のご質問については、原案のとおりとします。後段のご質問については、第1項における解除は、乙側の事情に基づくものを想定しています。
248.		不可抗力の場合の費用分担規定について	16									「第27条に記載される保険」とありますが「第21条」の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
249.		建物の名称									竣工後の建物、プール、温浴施設、食堂の名称の決定権は市と事業者の何れに帰属するのでしょうか。	現時点では、施設名称については市民公募により決定する予定です。独立採算事業により行う食堂等の名称の決定権については、事業者に帰属するものとします。
250.		追加変更									工事中に市の要求により追加、変更した場合、その費用の算出根拠は、実施設計図書の一部である「工事費内訳明細書」に基づくと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251.		委任事項について	13								委任事項の欄に、代理人、復代理人の専任について記載されていますが、具体的にどのようなことを想定されておられるのでしょうか。	代表企業が本件の権限事項を代理人に委任する場合です。代表企業が自ら権限事項を行う場合は、代理人を選任する必要はありません。
252.		様式集 業務実績を証する書類の添付について									様式集様式9～12において、業務実績を証する書類として、契約書及び仕様書の写しを添付することとありますが、契約先の開示承諾が必要であるとともに、中には開示できない場合もあるかと存じます。その場合、契約書及び仕様書以外で、実績を証明できる書類等を添付することで宜しいでしょうか。	契約書を全てコピーする必要はありません。業務実績が判明できる開示可能な部分のコピーでかまいません。
253.		長期事業収支計画の様式について	65								単年度資金収支(フリーキャッシュフロー)は表中の「調達(キャッシュイン) - 運用(キャッシュアウト)」と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

質問 番号	対象 書類	質問項目 (説明書等) (契約書類)	質問箇所								内 容	回 答
			頁 頁	- 章	1 条	(1) 項	ア 号	(ア) 別	a -	(a) -		
254.		長期事業収支計画 の様式について	65								PIRR、EIRR、DSCR、LLCR の定義及び、表中の項目名称を使用した計算式をご教示ください。	自己資本に対する事業期間を通じた最終的な収益率であり、事業者の出資金の現在価値と配当の現在価値が等しくなる割引率である EIRR のみ算定してください。その他については応募者の判断に委ねます。